

策定年月	平成18年8月31日
変更年月	平成22年6月10日
変更年月	平成26年9月30日
変更年月	令和4年3月31日
変更年月	令和5年9月29日

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

さいたま市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	18
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する 事項	18
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	18
2	市が主体的に行う取組	18
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	19
4	就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	19
5	関係機関等の役割分担	20
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	21
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標..	21
2	農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	21
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	22
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域 の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	22
2	農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項..	23
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項等	26
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	27
第7	その他	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地勢及び全体構想

さいたま市は、東京都心から20～40km圏で、埼玉県南部、関東平野の中心に位置する内陸都市であり、人口は130万人を擁し、市内には国の機関が集積するさいたま新都心、大宮駅、浦和駅周辺や幹線道路周辺を中心に商業や工業が発展するとともに、東日本の交通の要衝となっている。

一方、優良農地を含む都市環境資源として、見沼田圃や荒川、綾瀬川、元荒川流域の豊かな水田地帯などがあり、多種多様な農産物が生産されている。

今後も都市整備との調和を図りながら農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることにより、農業振興地域整備計画に即した農地の効率的利用による土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の現状

さいたま市の農業構造は、近年の産業構造の変化や高度経済成長から続いた都市化により、農地のかい廃および農業振興を阻害する状況が多く見られる。

また、これと平行して、農家の兼業化、高齢化が進み、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化してきている。こうした中で農地の資産的保有傾向が強まり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農用地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移している。

しかしながら、首都圏近郊に位置する利点を活かし、消費者への適正な流通経路の開拓により、農産物の需要を増加させることが可能となることから、新鮮かつ安全な農産物等の供給の場として、限られた農地を積極的に保全していく必要がある。

近年、農地は、都市住民の最も身近で欠くことのできない緑地空間としてだけでなく、農地が有する多面的機能が再評価されており、農作業に関心を持つ市民が増えている。

このため、農用地の利用集積が難しい現状を踏まえ、市民協働の手法を活かした施策展開も含めながら、優良農地の保全確保を図っていく。

このようなことから、令和3年3月に改訂した本市農業政策の基本方針である「さいたま市農業振興ビジョン2021」に基づき、農業・農地を取り巻く情勢変化や課題に対応するものとする。

3 農業経営の発展目標

さいたま市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、埼玉県及び他市町村の指標、本市で展開されている優良な経営の事例を踏まえながら、地域における他産業従事者並みの生涯所得

に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を確保できるような経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営体育成の方向

さいたま市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、さいたま市は、さいたま農業協同組合及び南彩農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、農業委員会、埼玉県さいたま農林振興センター（以下「県農林振興センター」という。）等と地域の実情に合わせた指導を行えるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の、さいたま市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地中間管理事業等を活用し、利用権の設定等を進める。更に、地域計画の作成・更新を通じた地域の話合い等により、農用地の集積や集約を図る。

また、農用地の流動化に関しては、全市的な情報が不足していることから、調査等を通じて集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう農用地情報の収集に努める。

このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連絡を密にして農用地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興センターの指導の下に、先端技術の活用や高収益作物の導入等、それぞれの地域の作目に応じた産地形成を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経

営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間では、営農形態、営農意欲、農業所得などの格差が益々広がっていることから、相互にメリットを享受でき、連携協力していくことを通じて、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度によって認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）に対し農業委員会の支援による農用地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、さいたま市の他、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした農業構造改善に資する事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の視点から十分な検討を行う。

5 支援体制

さいたま市は、さいたま市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の揭示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を県農林振興センターの協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営力の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

さいたま市の新規就農者は、平成30年度は19人、令和元年は16人、令和2年は16人、令和3年は16人、令和4年は21人となっており、本市農業の持続的な発展に向け、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、さいたま市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標330人を踏まえ、さいたま市においては年間15人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間2法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

埼玉県及び他市町村の指標、本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたさいたま市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林振興センターや農業委員会、農業協同組合、生産団体等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 東部地区

綾瀬川・元荒川流域では水稲や転作作物で特産品のくわい、岩槻台地では小松菜・山東な（べかな）の施設栽培が活発で、農業協同組合中心の共販による市場出荷が行われているとともに、ヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われている地域。生産性の向上を図り、従来の産地形成を更に強化し、市場出荷を軸とした活性化を進めていく。

イ 中部地区

見沼田圃地域では、水稲をはじめ、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花き・植木が作付され、チョコリーのブランド化も進められている地域。立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農体験の提供を軸とした活性化を進めていく。

ウ 西部地区

荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯になっている一方、大宮台地の西部では梨、ぶどうなどの果樹や野菜が栽培されている地域。直売やグループ出荷を軸とした活性化を進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に、さいたま市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつさいたま市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合① 基幹従事者 2人	<作付面積等> 水稲 9ha 小麦 1.5ha 大豆 1ha ブロッコリー 0.5ha <経営面積> 水田 12ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 80 m ² トラクター (50ps) 1台 (20ps) 1台 耕耘機 1台 乗用型田植機 (6条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 (30石) 2台 は種機 1台 トラック (2t) 1台 トラック (軽) 1台 <その他> ・基盤整備された水田	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業受託の実施

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合② 基幹従事者 2人	<p><作付面積等></p> <p>水稲 7ha 小麦 1ha くわい 0.3ha</p> <p><経営面積></p> <p>水田 8.3ha</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場兼車庫 1棟 100㎡ トラクター (50ps) 1台 (30ps) 1台 施肥田植機 (乗用型 6条) 1台 ドリルシーダー (13条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 2台 自動噴霧器 (搭載型 120ℓ) 1台 農用トラック 1台 くわい掘り取り機 1台 ズームスプレーヤー (300ℓ) 1台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備された1区画30aのはん用水田 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 ・ 作物の生育診断、経営管理に高度情報管理システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設きゅうり 基幹従事者 2人	<p><作付面積等></p> <p>促成きゅうり 4,000㎡ 抑制きゅうり 4,000㎡</p> <p><経営面積></p> <p>ビニールハウス 4,000㎡</p>	<p><資本装備></p> <p>ビニールハウス 4棟 4,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 施肥灌水装置 1台 トラック (2t) 1台 温風暖房機 4台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は複合環境制御装置 ・ 施肥灌水自動装置 ・ 接ぎ木作業の機械化 ・ きゅうりは50%を直売 ・ パソコンの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設トマト 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> トマト 3,000 m² 抑制トマト 2,000 m²</p> <p><経営面積> 鉄骨アクリル温室 3,000 m²</p>	<p><資本装備> 鉄骨アクリル温室 3棟 3,000 m² 作業場 50 m² 堆肥盤 30 m² トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 暖房機 3台 動力噴霧器 1台</p> <p><その他> ・施設は複合環境制御装置 ・トマトは50%を直売 ・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
施設こまつな 複合 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> こまつな 3,000 m² 水稻 1.6ha くわい 0.4ha</p> <p><経営面積> 鉄骨アクリル温室 3,000 m² 水田 2ha</p>	<p><資本装備> 鉄骨アクリル温室 3棟 3,000 m² 作業場 50 m² 堆肥盤 30 m² トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 稲作作業場 1式 くわい掘り取り機 1台 トラック (2t) 1台</p> <p><その他> ・こまつなは堆肥施用による良品質生産 ・くわいは掘り取り機を導入し省力化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設トマト・露地野菜 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> トマト 3,000 m² ネギ 60a 花芯山東菜 30a</p> <p><経営面積> 鉄骨ビニールハウス 3,000 m² 畑 60 a</p>	<p><資本装備> 鉄骨ビニールハウス 3 棟 3,000 m² 作業場兼車庫 1 棟 58.3 m² 堆肥盤 30 m² トラクター (20ps) 1 台 自動カーテン装置 一式 施肥灌水装置 一式 温風暖房機 3 台 移植機 (ネギ) 1 台 ネギの皮むき機、掘り取り機 各 1 台 フロントローダー 1 台 無人防除機 1 台</p> <p><その他> ・施設は複合環境制御装置 ・施肥灌水自動装置 ・ネギ、山東菜の輪作体系 ・露地野菜の植え付け作業等機械作業による省力化 ・集出荷場は共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・選別、荷造りの簡素化及び請負制度やパートを活用
ほうれんそう・露地野菜 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> ほうれんそう 120a 枝豆 40 a ブロッコリー40 a</p> <p><経営面積> 露地野菜 1.6ha</p>	<p><資本装備> 作業場兼車庫 1 棟 100 m² 予冷库 1 基 3.3 m² トラクター (32ps) 1 台 トラック (2 t) 1 台 畦立・播種マルチャー 1 台 堆肥盤 30 m² マニユアスプレッダー 1 台 フロントローダー 1 台 畑地かんがい施設 一式 パソコン 1 台</p> <p><その他> ・1区画10aとし4ブロックによる輪作 ・収穫調整作業等の機械化 ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入 ・施肥灌水自動装置 ・畑地かんがい施設の活用 ・パソコンの活用 ・集出荷場は共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力による調整、荷造りの作業等の分業化

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱野菜 基幹従事者 2人	<作付面積等> こまつな 20a×6作 山東菜 15a×6作 <経営面積> 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡ 作業場1棟 100㎡ 予冷库1基 3.3㎡ トラクター(20ps) 1台 トラック 1台 自動灌水装置 1台 マニュアルスプレッダー 1台 フロントローダー 1台 <その他> ・周年栽培による土地の高度利用 ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入 ・パソコンの活用 ・集出荷場は共同利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用
鉢物① 基幹従事者 2人	<作付面積等> シクラメン 3,000㎡ <経営規模> 鉄骨アクリル温室 3,000㎡	<資本装備> 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場兼車庫 200㎡ 温風暖房機 3台 ベルトクラッシャ 1台 フロントローダ 1台 トラック(2t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台 <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・100%庭先販売 ・宅配便の活用 ・パソコン等の活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物② 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> ハイビスカス シクラメン ペチュニア等 3,300 m²</p> <p><経営面積> 鉄骨ハウス 1,650 m² パイプハウス 1,650 m²</p>	<p><資本装備> 鉄骨ハウス 1,650 m² パイプハウス 1,650 m² 蒸気土壌消毒機 1台 ポットティンギングマシン 1台 フロントローダー 1台 フォークリフト 1台</p> <p><その他> ・施設の集中化による、効率的作業の確立 ・パソコンの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 市場予測、経営管理などにパソコンを活用 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用導入による過重労働の防止
洋ラン 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> アレアノブシ 2,000 m²</p> <p><経営規模> 鉄骨アクリル温室 2,000 m²</p>	<p><資本装備> 鉄骨アクリル温室 2棟 2,000 m² 多目的細霧システム 2,000 m² 荷造り・出荷場 200 m² 温風暖房機 2台 トラック (2 t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台</p> <p><その他> ・施設は複合環境制御装置 ・パソコン等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地切花 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> 露地ギク 40a ハナモモ 25a シノブヒバ 10a ヘネキリシマツツジ 10a <p>〈経営規模〉</p> 畑 85a	<p>〈資本装備〉</p> 荷造り・作業場 200 m ² 促成温室 100 m ² トラクター (26ps) 1台 耕うん機 1台 温風暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック (2 t) 1台 (軽) 1台 結束機 1台 <p>〈その他〉</p> 露地ギク、枝物を組み合わせた 周年生産体制	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設切花 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉</p> バラ 4,000 m ² <p>〈経営規模〉</p> 鉄骨アクリル温室 4,000 m ²	<p>〈資本装備〉</p> 鉄骨アクリル温室 4棟 4,000 m ² 溶液栽培システム 一式 多目的細霧システム 一式 暖房機 4台	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 販売管理、経営診断にパソコンを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設・露地切花 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> ハウスカーネーション 4,000 m² 露地 菊 10 a</p> <p><経営面積> 鉄骨ビニールハウス 4,000 m² 露地畑 10 a</p>	<p><資本装備> 鉄骨ビニールハウス 4,000 m² 作業場 75 m² 保冷库 1 台 トラクター (20ps) 1 台 トラック 1 台 加温施設 一式 自動施肥灌水装置 1 台</p> <p><その他> ・温室は、複合環境制御 ・施設の効率的利用を図ったコスト低減と収益率の向上が図られる ・優良系統の品種を組み合わせ、出荷と労力とのバランスが保てる ・パソコン、FAX 等情報機器の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX 等情報機器を導入し合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用導入による過重労働の防止
植木苗木① 基幹従事者 2人	<p><作付面積等> 養成木 トウタ^{ンツツ} 30a カイヅ^{カイヅ}キ 50a サツキ 50a コンテナ養成木 ベニカナメ 500 m² ハナズキ 500 m²</p> <p><経営規模> 畑 1.3ha 育苗ハウス 1000 m²</p>	<p><資本装備> 作業場 100 m² 育苗ハウス 1000 m² バックホウ 1 台 ベルトクラッシャー 1 台 フロントローダ 1 台 土壌消毒機 1 台 トラック (2 t) 1 台</p> <p><その他> ・コンテナ栽培周年出荷体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 販売管理、経営診断にパソコンを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
植木苗木② 基幹従事者 2人	<p><作付面積等></p> <p>ハナミズキ 36 a ツツジ類 90 a ケヤキ 20 a ベニカナメモチ 2.3 a コニファー類 20 a サザンカ 22 a シラカシ 10 a</p> <p><経営面積></p> <p>パイプハウス 500 m² 畑 1.3ha</p>	<p><資本装備></p> <p>パイプハウス 500 m² 作業場 300 m² トラクター 1台 バックホウ 1台 ベルトクラッシャー 1台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖から養成木生産の計画一環体系の確立 ・機械を有効利用して省力作業体系の確立 ・パソコン、FAX 等情報機器の利用 ・ほ場ローテーションによる樹種の効率選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX 等情報機器を導入し合理化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
野菜（直売） 基幹従事者 2人	<p><作付面積等></p> <p>水稲 0.6ha トマト 2,000 m² キュウリ 2,000 m² 枝豆 0.1ha ほうれんそう 0.1ha スイートコーン 0.1ha ブロッコリー 0.1ha さといも 0.2ha ハッピー 0.2ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 0.6ha 畑 0.7ha ビニールハウス 4,000 m²</p>	<p><資本装備></p> <p>ビニールハウス 4棟 4,000 m² 作業場兼車庫 1棟 50 m² 堆肥盤 30 m² トラクター（25ps） 1台 管理機（5ps） 1台 軽トラック（550kg） 1台 掘取り機 1台 選別機 1台 温風暖房機 4台</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は複合環境制御装置 ・液肥灌水自動装置 ・パソコンの活用 ・輪作と土作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹（直売） 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 露地梨 0.9ha 幸水・豊水 露地ぶどう 0.1ha 〈経営規模〉 畑 1.0ha	〈資本装備〉 作業場・格納庫 33 m ² 果樹棚 1.0ha トラクター（22ps） 1台 ステートスプレー 1台 多目的防災網 一式 〈その他〉 ・100%直売（宅配） ・駐車場・トイレの完備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
養豚 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 種雌豚 80頭 年間出荷頭数 1750頭 〈経営規模〉 豚 950頭 (種雌豚 80頭、 種雄豚 4頭、 育成豚 15頭、 肉豚 851頭)	〈資本装備〉 分娩豚舎 200 m ² 群豚舎・雄豚舎 375 m ² 子豚舎・肉豚舎 610 m ² 自動給飼機 一式 堆肥発酵装置 一式 〈その他〉 ・種雌豚はサキタマ系 ・肉豚は LWD（LWH）の三元交配豚	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 205,033kg 出荷 205,033kg 直売 87,872kg</p> <p>〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽</p>	<p>〈資本装備〉 ウインドレス成鶏舎 804㎡ (全自動ケージシステム) 3棟 鶏糞強制発酵装置 1基 鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟 スチームクリーナー 1台 鶏糞袋詰め機 1台 小型トラック 1台</p> <p>〈その他〉 ・畜舎はウインドレスケージとし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う ・生産した鶏卵の30%は産地直売とし、70%は市場出荷 ・鶏糞の発酵堆肥は自家販売</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う ・雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労力の確保による過重労働の防止
酪農 基幹従事者 2人	<p>〈作付面積等〉 乳用牛 50頭 飼料作物 5ha イタリアライグラス 5ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha</p> <p>〈経営規模〉 経産牛 40頭 飼料作付地 5ha</p>	<p>〈資本装備〉 牛舎 740㎡ 自動給飼機 一式 トラクター 一式 ロールベアラ 一式 コーンハーベスタ 一式 堆肥舎 一式</p> <p>〈その他〉 飼料畑 1ha以上 作業機械類は共同化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・酪農ヘルパーの定期的活用により飼養管理、労力の軽減を図る

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

さいたま市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 市が主体的に行う取組

さいたま市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興センター等の関係機関と一体となって、技術研修・農地の確保・資金相談等を行う「さいたま市明日の農業担い手育成塾」を設置し、さいたま市内で就農を希望する者が確実に就農できるよう支援を行う。

就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面など、様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

また、経営力の向上のため、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

埼玉県青年農業者等育成センターや県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修に関する情報等)の提供を行うとともに、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

さいたま市が主体となって埼玉県農業大学校や県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、生産団体等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や埼玉県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

さいたま市は、農業を担う者を幅広く確保するため、貸付意向のある農地情報、経営の移譲を希望する農業者の情報、就農希望者、参入希望法人の情報等を収集・整理し、農業経営・就農支援センター及び埼玉県普及指導センターと連携して、就農希望者のマッチングを行うとともに、就農にあたり必要な助言・指導を行う。

また、農業協同組合と連携して、市内における作付け品目毎の就農受入体制、

研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、埼玉県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

5 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については埼玉県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林振興センター、農業協同組合、認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

◇ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

さいたま市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等を図るため、担い手の更なる規模拡大を進める必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の育成及び地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(3) 関係団体等との連携体制

さいたま市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

さいたま市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、さいたま市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

さいたま市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、さいたま市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口をさいたま市（経済局農業政策部農業政策課）に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するた

めにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 地域計画策定の進め方等

さいたま市は、地域計画の策定に当たって、県農林振興センター・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) さいたま市は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) さいたま市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

さいたま市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとするものとする。ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場

合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を、さいたま市に提出して、農用地利用規程については、さいたま市の認定を受けることができる。
- ② さいたま市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ さいたま市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農

用地利用規程を、さいたま市の掲示板へ公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程において、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ さいたま市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認

定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び助言

- ① さいたま市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② さいたま市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

さいたま市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業

受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

さいたま市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア さいたま市は、見沼農業活性化対策事業を活用し、見沼地域における農業団体をソフト面で支援する。

イ さいたま市は、市単独の農業振興事業費補助事業により、全市域の農業者（認定農業者、団体等を含む）を対象に補助を行い、農業経営の合理化・省力化、農業者の農業に対する意識の高揚と都市住民の農業への理解を深めることを目的に、意欲ある農業者等を支援する。

ウ さいたま市は、都市農業振興の施策展開において、利用集積を行う上で支障となる遊休農地を解消するため、都市住民と農村地域の交流及び協業施策を展開していく。

エ さいたま市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

さいたま市は、農業委員会、県農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 5 で掲げた目標を達成・実現するため、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強

力かつ計画的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、さいたま市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。